

札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村（以下「協定市町村」という。）は、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来たす事態の発生等に備え、相互の支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災等発生時における協定市町村の広域的な支援体制を確保することにより、協定市町村の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第2条 この協定により、協定市町村が相互に支援を実施する場合は、大規模な震災等により、多量の廃棄物が発生又は廃棄物処理施設の処理能力が低下したために廃棄物の処理が困難となり、他の協定市町村の支援を必要とするときとする。

（支援の要請及び受け入れ）

第3条 前条に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定市町村は、他の協定市町村に対し支援を要請することができるものとする。

2 支援を要請された協定市町村は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、支援要請を受け入れるよう努めるものとする。

3 被害が甚大で、協定市町村間における支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

（関係団体等との調整）

第4条 被害が甚大で、関係団体等との支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

（廃棄物処理施設に関する相互支援の内容）

第5条 協定市町村は、各市町村内の廃棄物処理施設において、可能な限り他の協定市町村の震災等廃棄物を受け入れるための調整を進める。

2 協定市町村は、被害が甚大であり、仮設処理施設の導入が必要な際は、他の協定市町村との相互利用を検討の上、計画を立案するよう努める。

（仮置場に関する相互支援の内容）

第6条 協定市町村は、非常時に備え、平時から震災等廃棄物の仮置場等に利用可能な土地の情報収集に努める。

- 2 協定市町村は、被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うことができる。

(収集運搬車両に関する相互支援の内容)

第7条 協定市町村は、平時から確保している車両において、被災市町村への応援派遣等が可能な場合、できる限り支援を実施するよう努める。

- 2 被害が甚大であり、協定市町村において多数の廃棄物収集運搬車両を手配する必要が生じた場合、札幌圏廃棄物対策連絡会議において調整することができる。

(情報の交換)

第8条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

- 2 被害が甚大な場合は、第4条から第7条に掲げた規定に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、札幌圏廃棄物対策連絡会議に集約して共有する。

(支援の方式)

第9条 協定市町村は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

- 2 支援に必要とする経費は、原則として、支援を要請した協定市町村が負担するものとする。
- 3 前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市町村が定める廃棄物処分にかかる手数料相当額を基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議の上支援の都度決定するものとする。

(連絡担当部局)

第10条 協定市町村等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市町村等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市町村が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、協定市町村が締結する災害時の支援等に係る他の協定を妨げるものではない。

(適用)

第13条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了前6か月までに、いずれの協定市町村からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書7通を作成し、各協定市町村長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

札幌市長 上田 文雄

小樽市長 中松 義治

江別市長 三好 昇

北広島市長 上野 正三

石狩市長 田岡 克介

当別町長 宮司 正毅

新篠津村長 東出 輝一